

## 損害填補：犯罪者は被害者に賠償金を支払う必要があるかもしれません

裁判所は重罪事件（と一部の軽犯罪事件）において被害者への損害賠償を有罪犯に命令できます。これは**損害填補**と呼ばれます。

保護観察所はあなたに犯罪によってこうむった支障について説明する意思があるかを尋ねます。これはあなたに次のような機会を提供します。

- 犯罪に関連する金銭上の損失のリストアップする機会、さらに
- 損害填補を請求する機会。

裁判所は刑罰を下す前にあなたの陳述書を読みます。

あなたの権利：

- 犯人に対する判決時に裁判に出席できる。
- 犯罪によりこうむった支障を裁判所に報告できる。さらに

- 損害填補、つまり犯罪に関連する損害賠償金を含め、最良と思われる刑罰を主張できる。

損害填補と判決におけるあなたの権利についてさらに知りたい方は、当センターに連絡してください。

## 服役者の仮釈放審問会で発言できます

非常に深刻な犯罪の場合、服役者は仮釈放審問会を受けずして自由の身になることはできません。あなたにはその審問会での発言権があります。Parole Board（仮釈放委員会）に服役者が釈放される時期について自分の意見を述べられます。

**注記：**犯罪者が18歳未満の場合は特別な規則が適用されます。Juvenile Parole Board（青少年仮釈放委員会）に発言する場合は当センターに連絡してください。

仮釈放審問会についての詳細は[www.cdcr.ca.gov](http://www.cdcr.ca.gov)からCalifornia Department of Corrections and Rehabilitation（カリフォルニア州矯正更正局）に連絡してください。

## その他の支援制度

強姦事件、家庭内暴力、児童虐待などの被害者を含む、被害者やご家族をサポートする特別の支援制度や支援グループもたくさんあります。制度やグループについてお知りになりたい方は当センターに連絡してください。

## 当センター

Victims of Crime Resource Centerは1984年以来カリフォルニア州全域で何千人もの犯罪被害者をサポートしてきました。当センターのサービスは無料です。当センターの専門スタッフはこの分野での最新情報について熟知しています。あなたの相談やご質問にお答えできます。

詳細またはあなたの権利について知りたい方は、以下に連絡してください。

- Victims of Crime Resource Center  
University of the Pacific, McGeorge School of Law
- 電話：1-800-VICTIMS (1-800-842-8467)
  - ホームページ：[www.1800VICTIMS.org](http://www.1800VICTIMS.org)

当センターはUniversity of the Pacific、McGeorge School of LawとCalifornia Emergency Management Agency (CalEMA - [www.oes.ca.gov](http://www.oes.ca.gov))のプロジェクトによるものです。

Japanese



UNIVERSITY OF THE  
**PACIFIC**  
McGeorge School of Law

## カリフォルニア州の 犯罪被害者を 支援します



被害者とそのご家族の権利の理解を支援し、お役に立てるサービスとサポートを提供

**Victims of Crime Resource Center**  
(犯罪被害者リソースセンター)  
**1-800-VICTIMS (1-800-842-8467)**  
[www.1800VICTIMS.org](http://www.1800VICTIMS.org)

## カリフォルニア州の犯罪被害者の権利

犯罪の被害から立ち直るための支援が必要なことがあります。犯罪から金銭的、法的、精神的、健康上の支障が生じたかもしれません。このパンフレットは被害者とそのご家族の権利、利用できるサービスとサポートについて説明しています。

### あなたの権利：

**賠償金。** 裁判所は、犯罪に関連する損害賠償金の支払いを犯罪者に命令でき、その賠償金には以下の費用が含まれます。

- カウセリング、
- 失った賃金、
- 被害者のけがの治療費、さらに
- 葬儀・埋葬費。

**被害者の損失について裁判所に報告。** 裁判所によって犯罪者の刑罰の裁定が下される前に、その犯罪が生活にどのような支障をきたしたかを裁判所に伝えることができます。

**安全と保護。** あなた、ご家族、または目撃者が犯人に恐怖心をいだいている場合、裁判所に保護命令を申し立てられます。

**少額裁判所での訴訟。** 訴訟額が10,000ドル以下の金額であれば、少額裁判所で訴えられます。少額裁判所に弁護士は必要ありません。また少額裁判所には訴訟の手助けをしてくれる少額賠償金請求アドバイザーもいます。少額賠償金請求についてのサイト：[www.courts.ca.gov/selfhelp-smallclaims.htm](http://www.courts.ca.gov/selfhelp-smallclaims.htm)

Victims' Bill of Rights (被害者権利章典またはMarsy's Law) と呼ばれる特別な法律は犯罪被害者やご家族を支援しています。

この法律を読むと、あなたが有するすべての権利の理解に大変役に立ちます。次のサイトからこの法律を印刷し、情報源のリストを入手できます。

[www.oag.ca.gov/victimservices/marsy](http://www.oag.ca.gov/victimservices/marsy)

**民事裁判所での訴訟。** 賠償金または裁判費用の請求のために犯人を訴えることができます。犯罪に責任のある不動産所有者や政府機関に対しても訴えを起こせます。**重要！** 民事訴訟を起すにはとても厳格な期限があり、しかも裁判所の規則も複雑なことがあります。訴訟を希望する方は早目に弁護士に相談してください。弁護士をお探しの方は、当センターまたは下記に電話してください。

カリフォルニア州弁護士会の紹介サービス：  
**1-866-442-2529** – フリーダイヤルです！



### 賠償金と支援獲得のためのサポート

賠償金、サポート、アドバイスを受けるためのいくつかの支援制度・プロセス：

- Victim Compensation Program (CalVCP：被害者補償制度)
- Victim/Witness Assistance Centers (被害者／目撃者支援センター、郡ごとに1ヶ所あります)
- 損害填補およびその他のプログラムや組織

### Victim Compensation Program

この制度では、各被害者は犯罪に関連する諸費用に対し最高**70,000ドル**まで受給できます。あなたの保険、判決、またはその他の制度によって完全にカバーされない費用について賠償金を請求でき、それらの費用としては以下のものも含まれます。

- カウセリング、医療、および歯科上のサービス・治療や機器
- 犯罪によって身体に障害が生じたり、死亡したりした場合の、失った給与、被扶養者に対する生活費、または保育費
- 葬儀・埋葬費

- 職業訓練または再訓練
- 犯罪による身体障害のため必要となったホームセキュリティシステムや住まいの改造、または自動車
- 犯罪現場の清掃・移動費用
- 保険の自己負担金

**重要！** この制度では**財産**の損失に対する補償はありません。

### 補償対象者

賠償(金)を要求するには、あなたが犯罪の発生に加担しておらず、その犯罪を報告し警察への協力を積極的に、さらにあなたが以下の事項のいずれかに該当する必要があります。

- 補償の対象となる犯罪のためにけがをした場合、
- 被害者の被扶養者である場合、
- 18歳未満の被害者の世話をしている場合、
- 犯罪で死亡した人の請求書の支払いを肩代わりしている場合、または
- 被害者の家族もしくは親戚であり、治療もしくはカウセリングが必要である場合、または犯罪に関連して金銭上の損害を被った場合。

### 補償を受ける方法

(遅れて申請する十分合理的な理由がない限り) 犯罪から**1年**以内に申請してください。申請するにはVictim Compensation and Government Claims Board (被害者補償および政府請求委員会) に連絡してください。

- 電話：**1-800-777-9229**、または
- ホームページ：[www.vcgbc.ca.gov](http://www.vcgbc.ca.gov)

### 補償を受けるその他の方法

被害者に経済的支援を提供するその他の多くの制度があり、それらには以下のものが含まれます。

- 労働者災害補償保険
- 失業保険
- Temporary Assistance to Needy Families (TANF：貧困家庭一時扶助)
- 連邦と州の障害者制度



- Medi-Cal
- あなたの住宅保険または自動車保険

## Victim/Witness Assistance Centers

郡ごとにVictim/Witness Assistance Centerが1ヶ所あります。センターは犯罪によって生じた問題について被害者をサポートします。

センターの支援内容：

- 被害者補償制度への賠償金申請
- 犯罪によって生じた支障を裁判所に報告したり、犯罪者に賠償金支払い命令を請求したりするなど、裁判所のための準備手続き
- その他役に立つ制度の紹介
- 裁判所に出廷する際の交通や託児所の手配
- 非常時の食事、避難所、および衣類の用意
- あなたとご家族を保護するための裁判所からの命令の入手
- 雇用主、医師、債権者への事情の説明

## Victim/Witness Assistance Centerの所在を調べる方法

最寄のVictim/Witness Assistance Centerの所在を調べる方法

- 電話：**1-800-VICTIMS** (1-800-842-8467)
- ホームページ：[www.1800VICTIMS.org](http://www.1800VICTIMS.org)